

# 姫路市立広嶺中学校 いじめ防止基本方針

## 1 学校の方針

本校は、校訓「自治 協同 創造」のもと、中学生としての自覚と責任を持ち、多様な課題に対して主体的に判断し行動できる「心豊かに自ら学び、夢や希望をもった生徒の育成」を学校教育目標としている。全ての生徒が安心して学校生活を送り、充実した学習活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを防止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校風土づくりを推進する。

そのため、①すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように日常の指導体制を定め、②いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、③いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念と基本的な考え方

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

いじめ防止等の対策に関する「基本理念」を次のとおりとし、教職員全体での共通理解を図るとともに、いじめ防止の基本姿勢とする。

〇いじめは、すべての生徒に関係し、すべての生徒に起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指さなければならない。

〇けんかやふざけあいであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除しない。

〇いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、全ての大人や生徒がいじめを認識しながら放置することが決してないようにすることを目指さなければならない。

〇いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、広嶺中学校区総がかりでいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

〈いじめについての基本認識〉

- ①どの生徒にも起こり得るものである。
- ②人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ⑩加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する慣習、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

このような認識のもと、生徒間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

### 3 いじめ防止へ向けた校内組織

#### (1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等の対策のための組織」として「いじめ対応チーム」を置く。

#### (2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導担当と、必要な関係者（不登校担当、道徳・人権教育担当、学年担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、等）

#### (3) いじめ対応チームの役割

- ア いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や年間指導計画の作成
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画
- ウ 実態把握や情報収集を目的とした取り組み
- エ いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- オ 事実関係の把握といじめか否かの判断
- カ いじめを受けた生徒に対する支援・いじめを行った生徒に対する指導母体として、体制・対応方針の決定
- キ 保護者や地域社会への情報提供
- ク いじめ防止基本方針の点検・見直し。また、いじめ防止等の取組の検証、改善等

#### (4) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。その評価結果を踏まえて、日常の生徒理解や未然防止、早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等の改善を図る。

### 4 いじめの未然防止の取り組み

様々な活動等を通して、生徒一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる関係づくりに学校全体で取り組む。特に、生徒会活動を軸として、生徒全員の肯定的な居場所づくりと絆づくり、自己有用感の伸張を目指す。また、教員一人ひとりがわかりやすい授業を実践し、学習に対する達成感や成就感を生徒に味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。生徒が「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持つよう、道徳教育、人権教育を基盤とした教育活動を学校全体で行う。

取組	ねらい	具体的な内容
道徳教育の充実	互いの人格を認め、温かい思いやりに満ちた人間関係を育て、発達段階に応じた道徳的实践力を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題についての資料の選定</li> <li>・思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実と授業の工夫</li> </ul>
人権教育の充実	全ての人々の基本的人権を尊重する精神を高め、身近な生活の中での不合理や差別に気づかせ、それを解決しようとする意欲や実践力を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育授業参観</li> <li>・保護者への啓発活動</li> <li>・校区人権教育</li> <li>・人権教育講演会</li> </ul>
体験的教育の充実	人権尊重の精神を基盤にし、体験を通して、互いに認め合い、助け合って、明るく住みよい地域や社会、学校を作る心情・態度・実践力を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野外活動、ものづくり体験（1年）</li> <li>・トライやる・ウィーク（2年）</li> <li>・修学旅行（3年）</li> </ul>
生徒が自主的に行う取り組みの充実	自分たちの学校生活をよりよくするため、主体的に共同活動することを通して、全ての生徒の絆をつくり、自己有用感の伸張を図り、社会的な生活態度を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会活動</li> <li>・委員会活動</li> <li>・学級係活動</li> <li>・部活動</li> </ul>

ライフスキル教育の推進	ライフスキル教育の実践を通して、生徒の自尊感情を高め、人間関係を活性化し、互いのよさや違いを認め合い支えあう仲間づくりをすすめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達段階に応じたライフスキル教育のカリキュラムの編成</li> <li>いじめ防止プログラムの実施</li> <li>人間関係力の育成、意思決定スキルの向上</li> </ul>
小中一貫教育による人間関係力の育成と学力向上	小中一貫教育を通して、いわゆる「中一ギャップ」をはじめとする、生活面における課題の解消を図ることで、豊かな人間関係を構築し、学力の向上を図り、自己有用感、自尊感情を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中一貫した共通の生活目標を達成させることによる規範意識の醸成</li> <li>小中一貫カリキュラムに基づく、わかる、楽しい授業による学習活動の推進</li> <li>小中合同研修会</li> </ul>
学力向上に向けた教職員研修の充実	全ての生徒が参加、理解できる、わかる授業づくりを進め、基礎基本となる知識技能を確実に身につけさせ、考える力と関心・意欲を高め、学力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同研修会</li> <li>ICT活用法研修会</li> <li>授業研究会</li> <li>いじめ対応の研修</li> </ul>
地域の各種団体との連携	連合自治会をはじめとする地域の各種団体との連絡を密にし、地域における生徒の生活の様子について情報を共有する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体（連合自治会、育友会、防犯、補導委員、保護司、民生委員児童委員）との協議を通して生徒の地域における生活の様子を把握</li> </ul>

## 5 いじめの早期発見の取り組み

「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全教職員が生徒の様子を見守り、適切な対応を行う。日常的な観察をきめ細かに行うことにより生徒の小さな変化を見逃さない。「おかしい」と感じた生徒がいる場合には、全教職員が気づいたことを共有し、大勢の大人の目で生徒を見守る。「いじめ」を大人に伝えることは正しい行いであるという認識を持たせる。また、いじめ実態調査を行い、生徒の人間関係や悩みを把握し、いじめのない学校づくりをすすめる。

取組	ねらい	具体的な内容
日々の観察	生徒とともに過ごす機会を積極的に設け、生徒の様子や人間関係を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝学活、終学活</li> <li>生活ノート（こうりょう）</li> <li>給食時間、清掃時間</li> <li>休み時間の巡回</li> <li>放課後の活動</li> </ul>
いじめ調査アンケート 教育相談アンケート	いじめ調査アンケートおよび教育相談アンケートを実施し、情報収集を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関するアンケート（家に持ち帰り、保護者とともに回答、記名式。年間3回行う。）</li> <li>教育相談アンケート（学校にて回答。記名式。年間5回行う。）</li> </ul>
教育相談 （学校カウンセリング）	生徒が日ごろから気軽に相談できる環境を作り、生徒理解に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談アンケートをもとに、学級担任等による定期的なカウンセリング（教育相談）を年間5回行う。</li> <li>スクールカウンセラーによる面談</li> <li>チャンス相談（随時の教育相談を積極的に行う。）</li> </ul>
家庭訪問（希望者） ホームページの活用 通信の活用 保護者懇談	担任と保護者が連絡を密にとり、情報収集に努め、協力を求め、信頼関係の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校側の取り組みについての情報を伝えたり、家庭での様子や交友関係についての情報を集めたりする。</li> <li>生活状況を把握する。</li> </ul>
職員間での情報交換、報告、連絡、相談 定例委員会（生徒指導部会等）	全教職員で情報を共有し、早期対応を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告、連絡、相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。</li> <li>いじめ問題を学校全体で組織的に対応するために情報交換や研修を行う。</li> </ul>

## 6 いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいたときは、問題を軽視することなく、早期に事実関係を把握し、適切な対応をする。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、問題解決に向け、学校全体で組織的な対応をする。

### (1) いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、長期休業日)

### (2) 正確な実態把握

- 当事者双方、周囲の生徒から聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- いじめの全体像を把握する。

### (3) 指導体制及び方針の決定

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会や関係機関との連携を図る。

### (4) 生徒の指導・支援、保護者との連携

- 被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- 加害生徒に相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
- 保護者と直接面談し、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- 可能であれば、いじめを行った生徒といじめを受けた生徒との関係修復の場を設定し、その指導・支援を行う。
- はやしたてるなど、同調していた生徒には、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- いじめを見ていた生徒には自分の問題として考えさせ、いじめを誰かに知らせる勇気を持てるよう支援する。

### (5) 継続した指導・支援

- 継続的に、指導や支援を行う。
- 必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを継続する。
- 必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携し、社会福祉の面からの生徒理解、支援を行う。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校経営を行う。

### (6) いじめの解消

- 謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも以下2つの要件が満たされていることを確認する。
- 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月は継続していること。
- いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

## 7 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、生徒・保護者への啓発に努める。生徒・保護者向けには、啓発資料を配布するなど、情報提供を行うとともに、ネットトラブル対策講座を実施し、ネット環境の現状や、家庭においてルールづくりを行うことの大切さを周知する。

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、資料・証拠の確保、生徒からの聴き取り、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。「相当の期間の欠席」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、校長の判断により、迅速に調査に着手する。

### (2) 重大事態への対応

- ・校長が重大事態と判断した場合、直ちに姫路市教育委員会に報告するとともに、校長が指揮を執って、調査・対応を行う。
- ・学校が対応の主体となる場合は、いじめ対応チームを母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査を行う。
- ・教育委員会が対応の主体となる場合は、姫路市いじめ問題調査委員会が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

## 9 いじめ防止に係る年間指導計画

- ・年間を通じて、日々の観察を第一とする。
- ・道徳教育により、規範意識を高め、道徳的実践力の充実を図る。
- ・人権教育により、人権について知識理解するとともに、人権感覚を涵養する。
- ・生徒会活動、学級係活動により、自己有用感を高め、いじめを生みにくい学校風土をつくる。
- ・職員会議、生徒指導委員会、生徒指導部会、特別支援教育推進委員会において、気になる生徒に関する共通理解、情報共有を行う。
- ・ライフスキル教育に取り組み、良質な人間関係づくり、学校づくりを進める。
- ・問題が生じた場合、即座にいじめ対応チーム会議を開く。

月	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域との連携
4	生徒指導・いじめ対策に関わる共通理解 【職員会議】 【生徒指導委員会】 【生徒指導部会】	生活ルール周知 学級生活の構築 生徒集会（毎月） 修学旅行に向けての指導（3年） 生徒会挨拶運動（通年） ハートフルウィーク（通年）	スクールカウンセラーを生徒・保護者へ周知	育友会総会 少年補導（通年・月2回） 家庭訪問
5	【職員会議】 【生徒指導部会】	体育大会練習		愛護育成会総会

6	いじめ対応の校内研修 【職員会議】 【生徒指導部会】	体育大会練習	いじめアンケート 教育相談アンケート 教育相談週間	育友会挨拶運動（通年） 校区人権推進委員会 ゆかた祭り補導 地域の方々を体育大会 に招待
7	ライフスキル研修 【職員会議】 【生徒指導委員会】 【生徒指導部会】	ライフスキル授業 夏季休業中生活指導 夏季休業中校区巡回補導 思春期講演会	夏季休業中校区巡回 補導	学期末懇談会 学校評議員会 民生委員との連絡会 愛護育成会ポスター・標 語募集
8	小中一貫カウンセリング マインド研修 【職員会議】 【生徒指導部会】	夏季休業中校区巡回補導 校内清掃ボランティア作業	夏季休業中校区巡回 補導	育友会校内清掃ボラン ティア作業
9	【職員会議】 【生徒指導部会】	新学期学級指導	教育相談アンケート 教育相談週間	
10	【職員会議】 【生徒指導部会】	文化発表会練習 野外活動に向けての指導（1 年） 「トライやる・ウィーク」に 向けての指導（2年） リラクゼーション講座（1年）		地域祭礼 オープンスクール
11	いじめ対応の校内研修 【職員会議】 【生徒指導部会】	文化発表会練習 少年の主張ブロック大会 リラクゼーション講座（2年）	いじめアンケート 教育相談アンケート 教育相談週間	地域の方々を文化発表 会に招待
12	ライフスキル研修 【職員会議】 【生徒指導委員会】 【生徒指導部会】	ライフスキル授業 生徒会役員選挙 ふれあいウォーク ネットトラブル対策講座 冬季休業生活指導 冬季休業中校区巡回補導	冬季休業中校区巡回 補導	学期末懇談会 保護者アンケート
1	小中一貫カウンセリング マインド研修 【職員会議】 【生徒指導部会】	新学期学級指導 冬季休業中校区内巡回補導 薬物乱用防止教室 いじめ防止ワークショップ	冬季休業中校区巡回 補導	
2	いじめ対応の校内研修 ライフスキル研修 学校評価 【職員会議】 【生徒指導部会】	ライフスキル授業 三年生を送る会への取組	いじめアンケート 教育相談アンケート 教育相談週間	
3	【職員会議】 【生徒指導委員会】 【生徒指導部会】	春季休業生活指導 春季休業中校区巡回補導	春季休業中校区巡回 補導	学期末懇談会 学校評議員会

令和5年 4月改定